

平成 21 年 9 月 1 日

重 要 な お 知 ら せ

お通帳への未記帳明細件数が多くなりますと、キャッシュカードおよびすべてのお取引（入金取引、出金取引、振込入金、自動引落、振込取引（インターネット取引含む）等）がご利用できなくなりますので、平成 21 年 9 月 14 日以降、未記帳明細件数が 100 件を超えた場合、ご通帳には、ご入金分、お引出し分をそれぞれ「合計」で記帳させていただきますのでご了承ください。お通帳は定期的に記帳していただきますようお願い申し上げます。

キャッシュカードの暗証番号は、生年月日、電話番号、自動車のナンバーなど、他人に推測されやすいものは避けてください。暗証番号の変更は ATM で簡単にお手続きできます。

預金口座の不正利用防止等への対応として、普通預金規定第 11 条 2 項により口座を停止させていただく場合がありますので、予めご承知おき下さい。